

## 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインの検討について

### 1. 目的

熊本地震においては、倒壊には至らないまでも構造部材の部分的な損傷、非構造部材（天井材、内外装材、ガラス開口部、防煙垂れ壁等）の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られた。

※ 建築基準法では、建築物が中規模地震に対して損傷しないこと、大規模地震に対して倒壊しないことを求めているが、大規模地震に対して損傷しないことは求めている。

国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が連携して設置した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」が平成 28 年 9 月末にとりまとめた報告書においては、

災害時に機能を継続すべき庁舎や防災・避難・救助等の拠点となることがあらかじめ想定されている施設等については、被害を少しでも軽減し、期待される機能が維持できるようにするための検討を行うことが必要であるとの指摘がなされている。

これを受け、国土交通省としては、大地震時に防災拠点等となる建築物について機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載したガイドラインをとりまとめ、広く周知することとしている。

平成 29 年度は、これまでの予備的検討で整理した既存の知見やガイドライン項目案をもとに、建築物の企画段階で建築主が機能継続に係る目標を設定する際や、設計・運用段階において設計者及び管理者が技術的要件を明確化する際に参考となるガイドラインとして、具体的な内容の検討を進め、年度末を目途にとりまとめを行う。

### 2. 検討スケジュール（案）

（■平成 28 年度 既存の知見の収集・整理）

■平成 29 年度 ガイドラインのとりまとめ

・第 1 回委員会（ガイドライン骨子試案等） 7 月 18 日（本日）

地方公共団体及び設計実務者へのヒアリング（8～10 月）

・第 2 回委員会（ガイドライン素案） 11 月頃を予定

パブリックコメントの実施（2 月頃）

・第 3 回委員会（ガイドラインとりまとめ） 平成 30 年 3 月頃を予定

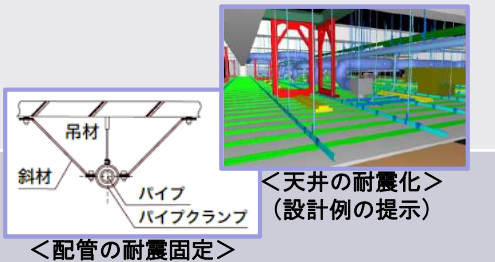
# 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインについて

- 熊本地震では、倒壊には至らないまでも**構造躯体の部分的な損傷、非構造部材の落下等**により、**地震後の機能継続が困難**となった事例が多く見られた。
- このため、大地震時に防災拠点等となる建築物について**機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載したガイドライン**をとりまとめ、周知。

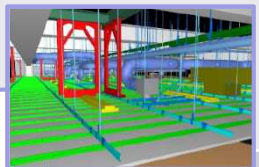
※ H28年度に整理した基本的な構成案や既存の知見をもとに、H29年度内を目途にガイドラインをとりまとめる。  
 ※ 建物所有者・管理者が、個々の施設の機能や重要度に応じて、機能継続のための水準や、個別の対策事項を設定する。

## ■防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン (項目・主な記載内容のイメージ)

項目	記載が考えられる主な内容(案)
機能継続の目標	・地震後の機能継続について、 <b>建築主等が目標を設定</b> する
立地計画・建築計画に関する事項	○立地計画 例)地盤や敷地条件を踏まえた <b>立地の設定方法</b> 等 ○建築計画 例)災害時に機能を確保すべき室の配置計画、代替施設の確保 等
構造計画に関する事項	○構造躯体の耐震性能 例)地震により <b>構造躯体が損傷しないよう、変形を一定以下に抑える</b> 設計とする 等 ○非構造部材の耐震性能 例)地震により生じる <b>構造躯体の変形や慣性力に対して、脱落等しない</b> 外装材を選択する 等
設備計画に関する事項	○建築設備の耐震性能 例)地震により生じる <b>構造躯体の変形や慣性力に対して、脱落・転倒を防止するとともに、設備の機能維持や修復容易性を確保</b> する ○ライフライン途絶対策 例)電力、上下水等の <b>ライフライン途絶</b> に対し、施設の <b>機能継続の目標期間を考慮した設計</b> とする (自家発電装置の設置・燃料の適切な備蓄、受排水槽の容量の確保、設備に依存しない設計 等)
円滑な機能継続確保のための平時からの準備に関する事項	○災害に対する事前準備として、 <b>危険箇所の日常点検や非常時の運用を想定した訓練等</b> を行う ○被災後の <b>点検、継続使用の可否判定、応急復旧・本復旧のフロー</b> 等を定めておく



<配管の耐震固定>



<天井の耐震化>  
(設計例の提示)



<非常用発電設備の設置>



<天井の点検>